

令和6年度 養老町行財政改革推進審議会（第1回）議事録

日 時：令和6年10月24日（水） 10時00分～
場 所：養老町役場 3階第1会議室

【事務局】

皆さん、おはようございます。

本日は、ご多用中にも関わらず、養老町行財政改革推進審議会にご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

会議に先立ちまして、町民憲章の朗唱をお願いしたいと思いますので、ご起立をお願いいたします。

前段を私が読み上げますので、後段をご唱和願います。

－ 「町民憲章」の朗唱 －

【事務局】

ありがとうございました。ご着席ください。

私は、総務部企画財政課長の中島でございます。

本日は、10名の委員様全員にご出席をいただいております。

養老町行財政改革推進審議会設置条例第7条第2項に、“審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない”と規定されていることから、本日の会議は成立いたしました。ただ今から、令和6年度第1回 養老町行財政改革推進審議会を開催させていただきたいと存じます。

まず、はじめに養老町長 川地 憲元 よりご挨拶を申し上げます。

【町長】

みなさん、こんにちは。今日は令和6年度第1回 養老町行財政改革推進審議会ということでご出席賜りましてありがとうございます。また委員の委嘱にあたりまして、岐阜協立大学の河合先生、大垣女子短期大学の伊藤先生、岐阜大学の宮先生、また各委員の皆さまには快く引き受けていただきましてありがとうございます。

養老町も色々な形で行革を進めておりまして、国もデジタル行政改革という形で全国の市町村の標準化に向けまして事業を進めております。少子高齢化の中で生産人口も減っていくということで、今まで国の方から一方的に県を通じましていろんなことが来ておったのですが、地方の意見も聞かなければならないということで、地方三団体、全国知事会、全国市長会、全国町村会の会長にも委員になっていただいて、やはり国と地方の連携をスムーズにするよう試みがございます。マイナンバーもその取組の一つではないかと思いますが、そういった中で養老町も行財政改革を進めておりまして、町民の皆さまの使用料も見直しを行って負担していただくわけですが、上げるばかりではいけないので、利用価値があるものについてはこの審議会のなかで協議していただいてご審議いただきたいと思っております。

衆議院の総選挙の真ただ中ではございますけれども、今年は養老町、昭和29年に昭和の大合併をいたしております、70年という節目の年を迎えております。各地区の区長会長さんをはじめ、各団体の皆さまにはご協力いただきながら、色々な形で町の事業を盛り上げていただいております。本当にありがとうございます。

現在、5年間としまして令和9年度まで行財政改革推進プラン2023の初年度ということ

で、後ほど事務局の方から実績報告と、あと斎場、清華苑の使用料もですね、だんだん葬儀の方の形態も変わってまいりまして、本当にコロナ後は9割ぐらいの方が家族葬という形になってきております。そういったことで今回も使用料の見直しということでご協議いただきたいと思います。

貴重なお時間を頂戴して申し訳ございませんが、最後まで慎重審議お願いしまして冒頭のご挨拶とさせていただきます。最後までどうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

本日の会議から、10名の皆さまに委員を委嘱させていただきます。本来ならばお一人ずつご紹介させていただき、委嘱状をお手渡しするのが本意ではございますが、お時間の都合上、お手元に配布させていただいております。何卒、ご了承ください。

続きまして、本日の資料のご確認をお願いいたします。

まず、本日の会議次第がございまして、裏面に委員名簿がございます。

また、事前に配布いたしました資料として、資料1 養老町行財政改革推進プラン2023令和5年度進捗状況報告書、資料2 町斎苑「清華苑」使用料等の見直しに係る資料一式がございます。

また、今年度から新任となられた委員様へは、養老町行財政改革推進プラン2023(に一まるに一さん)の冊子も事前に送付しております。お手元にお揃いでしょうか。万が一、資料がないようでしたら、挙手にてお知らせください。

よろしければ、早速、協議事項に入ります。次第に基づき、順次進めてまいります。

なお、議事録作成のため、本日の審議会は録音させていただきますのでご承知おきください。

協議事項(1)

【事務局】

はじめに、協議事項(1) 審議会会長及び副会長の選任をお願いしたいと思います。養老町行財政改革推進審議会設置条例第6条の規定により、本審議会に、会長・副会長を各1人置くことになっております。

それでは、この審議会の会長及び副会長について、どのような方法で決めさせていただいたらよろしいか、委員の皆さまにお諮りします。

【委員】

事務局の方で案があればそちらにお任せしてはどうでしょうか。案はございますか。

【事務局】

ただいま、早崎委員から事務局案の提示についてご意見がございましたので、事務局案を発表させていただきます。

会長につきましては、これまで本審議会に参画いただいております、本プランの策定にも携わっていただいていることと、専攻が経営学でいらっしゃることから岐阜協立大学経営学部教授の河合晋様を、副会長につきましては、地域事情を熟知されていることから会長のサポートが見込めますので区長連絡協議会 副会長の安田正様をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

— 異議なし —

【事務局】

ありがとうございます。それでは、異議なしとのお声をいただきましたので、河合様の会長就任、安田様の副会長就任ということで、お手元の資料をお持ちいただいて、前の席へお

移りいただきたいと存じます。

【事務局】

ここで、会長、副会長より一言ご挨拶をいただきたいと存じます。
まずは河合会長、よろしく願いいたします。

【会長】

－ 会長あいさつ －

【事務局】

ありがとうございました。
続きまして、副会長より一言ご挨拶をいただきたいと存じます。安田副会長、よろしくお
願いいたします。

【副会長】

－ 副会長あいさつ －

【事務局】

ありがとうございました。
ここで町長から、河合会長に諮問書をお渡しいたします。川地町長、河合会長、ご起立お
願いいたします。

－ 町長から会長へ諮問書を渡す －

【事務局】

ありがとうございました。会議の性質上、町長はこちらで退室とさせていただきます。

－ 町長 退室 －

【事務局】

それでは、ここからの進行は、河合会長にお願いしたいと思います。

協議事項（２）

【会長】

皆様のご協力により、議事がスムーズに進みますようお願いいたします。
それでは、協議事項２ 養老町行財政改革推進プラン２０２３の進捗について事務局より
説明をお願いします。

【事務局】

企画財政課の松永と申します。以降、着座にて失礼いたします。

－ 資料に基づき説明 －

【会長】

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。
何か質問などございましたら挙手にてお願いいたします。

【副会長】

町民会議の協働の話がありましたが、自治会館なども将来的には小さくまとめて町民会議などで受けようという話ですが、町民会議も働いている人が多くて、若い人がいないという問題があります。そのあたりのベースを考えていただきたい。協働というのは私たちも本当にやりたいと思っています。町から広報を出していますけれども、ポイントのところを住民に伝えるには、町民会議で（配布を）受けて、かみ砕いて流すことで伝わりやすくなるのではないかと思います。そういったところの関連性も含めて、これから令和9年までの議論の中に取り入れていったら良いのではないかと思います。

【事務局】

2つの取組にまたがることだったかと思います。自治町民会議の方は、ある程度自由度を持たせて地域のことは地域で考えていただくということでやっていますので、そこに対してどれだけ支援ができるのか、人の面なのか財政的な面なのか。やり方については地域によって全然違いますし、やりたいことも違いますので、そのあたりは地域にうかがって町としてどんなことがやれるのか、それを行財政改革の中にどれだけ入れ込められるかだと思います。

もう一方の施設の話は、今の考えとしては、可能なら自治町民会議で受けていただきたいと思います。というのは、今の自治会館のシステムは、町がやるべき手続きがほぼない状態で、証明書を渡しているだけで、この証明書もマイナンバーカードを取得していればコンビニで受け取れますし、自治会館の職員の仕事としては地域との繋がりに主を置いています。そこが自治町民会議で自立できるのであれば、申し訳ありませんが行政サービスとしては地域では行いません。地域のことは地域でやっていただくための活動拠点として、公民館などを指定管理として地域でやっていただきたい。そうすれば裁量もある程度自由になりますし、そのあたりは地域との相談と、設立の状況を見極めながらどれだけ調節していけるのかをこの行財政改革というなかで考えていきたいと思います。

【委員】

今おっしゃられた自治町民会議の設立は根本的に良いことだと思いますけれども、私達年代の区長はなかなか自分たちでは組織を変えられない。二重にやるように思えて負担になる。その指針は、やはり町から計画審議会なり行革審議会なりで出さないと、地域で考えれば良いと言われるけれども、消防団にしても色々な問題が絡んでくるので、我々としても協力したいとは思いますが現実には組織の存続は非常に難しいので、行政がある程度このようにやれと住民に知らせないと、自治町民会議はなかなか設立できないのではないかと思います。

それと、ノー残業デーですが私のところも同じで、どれだけノロノロやっただけが給料は一緒で何で評価するか、我々も困ってしまっていて、解雇もできないし、うつ病などで診断書を出せば半年休めるといったところで周りの者も困っている状況です。

あとは学校教育は国からの指針もあるのだろうけれど、地域のことをもっと学んでほしい。我々田舎が都会に勝てる場所は、地域の伝統とか文化とかだと思いますので、教育にもっと力を入れて、子どもたちが祭や地元の行事に参加できるような体制を町が主導しなければいけないと思います。これからの社会に必要な個性のある生徒を育てるためには、地域の中で育った子どもにポテンシャルがあると思います。そういうことを学校側だけで考えてはいけませんので、教育委員会ももう少し地域のことに目を向けていただきたいと思います。

【事務局】

まず1点目、自治町民会議を立ち上げるにあたってということですが、極論にはなってしまっていますが、高度経済成長期、今よりも娯楽、楽しみが無い時代に、地域で町民運動会やりますよ、公民館祭やりますよとか、それに人が要るので組織を作りましょうというのが、いつの間にか各地域に一人ずつ役員を決めるようになってしまったという経緯です。それを打破するために、この地域に本当に役員はいるのかということも含めて話し合ってもらうために、自治町民会議という制度を作ったと思います。さきほどの極論ですが、例えば町民運

動会って本当にやらないといけないのか、といったことを地域で考えてください、ということだと思います。地域として住民の健康増進を目指すのであれば、軽スポーツ大会や体力測定で良いのではないかとか、そうしたことを地域で話していただきたい。これをまた町が主導して、こうしてくださいと指針を決めてしまうと、また同じようなことになってしまいますので、地域の実情を踏まえて決めていただきたいのですが、どのように進めれば良いかということは相談いただけるとと思います。

2点目の残業時間についてですが、町は45時間に到達しないよう進めておりますが、人によっては不可能です。それを年に数回あるなら回数を減らしていこうとやっていますけれども、無理なところは無理です。ただそれを言っていると解決にならないので全員でカバーしていこうというのが現在の考え方です。基本的には残業は、課長が指示して行うものです。そこは課長のマネジメント能力によってくるところかと思いますが、残業だけじゃなくて仕事の分配にしても所属長のマネジメントで行っております。とは言っても色々な職員がいますので、みんなでフォローするといったところです。

最後の教育の話は教育委員会ではないので簡単にはお答えできませんけれども、地域学習はやっていますので、地域のことを学ぶ機会は、我々が小学生、中学生の頃と比べると格段に増えております。そうしたなかで地域愛、郷土愛というのが育まれているものと思っておりますが、学校にまで働き方改革が及んでおりますのでなかなか余裕がないものだと思いますが、今回のご意見は教育委員会にお繋ぎしたいと思っております。

【委員】

職員の人事評価についてヒアリングは年にどれくらいやってみえるのですか。

【事務局】

今のシステム上は、一年間の目標設定時に1回、半年ぐらいたった時に中間評価で今の進捗はどうかというところで1回、最終評価で1回の合計3回面談を行います。ですがあくまでシステム上の話なのでそれ以上やる場合もあります。

【委員】

(評価で)降格や減給はあるのですか。

【事務局】

それはまた別の、処分の話になるので、評価でそれを行うことはありません。

【会長】

ありがとうございます。今のご質問、住民の方からもご質問が多いことだと思いますが、私も田舎で育っておりますので我々の世代で行くと役が多いのは負担でしかない、色々な役が回ってくるのは負担でしかないという状況ですが、子どもの数も減って子ども会が崩壊しているのはそれが顕著に表れていると思います。そういうところで、自治町民会議の方で、できたら住民の方主体で参画していただけるようになればなと思います。

それからもう一つの働き方改革に関してですが、私も大学におりますのでこれからの企業、行政もですけれども、選ぶ時代から選ばれる時代が変わっていきます。そうすると人材を確保するには選ばれる組織を目指さないといけませんので、色々と考えていく必要があります。

教育に関してはまた別の組織にお伝えいただけることかと思っております。

それ以外に何かご意見、ご質問等あれば。

【会長】

他にご意見・ご質問等がないようですので、以上で協議事項(2)について協議を終了いたします。

協議事項（３）

【会長】

続きまして、協議事項（３）町斎苑「清華苑」使用料等の見直しについて事務局より説明をお願いします。

【事務局】

本日は貴重なお時間を頂きましてありがとうございます。住民環境課の伊藤と池崎と申します。着座にて説明させていただきます。

－ 資料に基づき説明 －

【会長】

ありがとうございます。事務局から説明が終わりました。何か質問等がございましたらお願いします。

【委員】

全体の方向性としまして、稼働率がそれほど高くはないとお見受けしますが、利用率を上げるための料金改定という趣旨なのか、歳出も増加しておりますのでそれを賄うための料金改定なのか、どちらでしょうか。もしくはその両方でしょうか。

【事務局】

今回の料金改定につきましては、維持管理費も増えている状況でございますし、稼働率の方も民間事業者の方に利用者が増えておりますので、当町としましては利便性の向上により町民の皆さまに利用していただきやすい形態にしたいというところでございます。

また、近隣他市町の斎場の料金と比べて、高い状況でございますので、利用者の負担を考えて今回見直しを行いたいという趣旨でございます。

【委員】

もう一点よろしいでしょうか。町民以外の方の利用も可能でしょうか。

【事務局】

可能ではございますが、料金は3倍ほどいただくことになります。

【委員】

一番は、歳出の部分が適正なのかどうかの判断。歳出がかなり多くなってきているが、その理由は把握していますか。

【事務局】

令和4年度については空調が故障しまして、そちらの改修工事が含まれております。また定期的な火炉の修繕が必要ですが、30年経過しておりますので電気関係の修理も必要となつてきております。こうした理由により歳出が上がってきているというのが現状でございます。

【委員】

委託料が極端に300万円ほど上がっていますが、これはどういった内容でしょうか。

【事務局】

こちらにつきましては、今まで会計年度職員を雇って管理をしておりましたが、管理を一括して委託することになりましたので、運営関係の費用が委託料に含まれるようになりました。

【委員】

委託料が適切かどうかというのはどう判断されていますか。

【事務局】

入札をさせていただいております。

【委員】

使用料金のことですが、今物価高騰で何でも金額が上昇していますし、切り捨てるなら切り上げた方がいいのではないかと思います。今後、次の改定までどんどん物価は上昇すると思いますし、下げるのは方向が逆かなと思います。

【委員】

さすがに町民も（値上げは）許さないのでは。

【委員】

使用料を利用者負担にしている、今歳出の方が大きくなっているなかで値下げということは、どのみち町民がどこかで負担することになるので上げた方がいいのではないのでしょうか。

【委員】

やはり他の市町村と比べた時、養老町が住みにくいと思われてもいけないと思います。

【会長】

事務局の方、いかがでしょうか。

【事務局】

事務局としては、料金を上げればその分修繕費などに回すことができますので大変ありがたいとは思いますが、他市町と比較すると養老町が高いので、他市町の状況も鑑みまして今回このような料金改定案をご用意させていただいた次第でございます。

【委員】

かなり赤字となっていますが、どこも同じような状況でしょうか。価格条件は他と同じでも良いかと思いますが、赤字になるなら節約できるところはガンガン行って、入札についても他のところをしっかりと調べてやっていただくのが良いと思います。

【事務局】

今この場でご説明できる資料はございませんので大変申し訳ございませんが、経費については委託料ですとか工事費ですとか検討しながら進めております。

【委員】

令和7年度から見直されるにあたって、町としてどれくらい期待値をもってみえるのでしょうか。実際のところ、どれくらいの稼働率を見込んでみえるのかということをお聞かせいただけたらと思います。

【事務局】

今回料金を下げております東館の西ですけれども、現在約7%で、東館の東が約25%ということで、東と西で同じ室ではございますけれども、（西が）使いにくいところが実質あるのではないかと事務局の方では考えております。

今回、東館の西の方の料金を下げることで10%ほど上昇すれば良いと考えています。

【会長】

その他は皆さんよろしいでしょうか。

ありがとうございます。委員がおっしゃった、利用率アップを目指すのか経費削減を主眼に置くのか、どちらを目指すのか、あるいは両方目指すのかというところが見直しを行うにあたって重要どころだと思います。それと先ほどご質問にもあったとおり、4ページの歳入歳出の数字だけを単純に見ますと放っておいていい話ではないと思います。

火炉が併設されているというのは非常に重要なことでして、最近家族葬が大変多くなってきておりまして皆さん小規模に行われる方が多いので、時代に合わせていくということも必要ですし、民間ができることは民間がやればよいということだと思いますが、すべてが市場原理に任せられることでもございませんし、放っておくことはできないということですね。

それでは、協議事項（3）について、承認事項でありますので、今回出たご意見などを踏まえて使用料等の見直しを行うことに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

－ 賛成 9 名、反対 1 名 －

【会長】

挙手が多数のようですので、協議事項（3）は承認されました。

本審議会におけるこれまでのご意見を踏まえて、事務局と調整のうえ、町長への答申とさせていただきます。

協議事項（4）

【会長】

続きまして協議事項（4）その他でございますが、何かございますでしょうか。

【委員】

全然関係のないことかもしれませんが、定額減税が始まっていますが、税金を滞納されている方も対象となるのですか。国からの指示などあるのですか。

【事務局】

税額控除になるので滞納の有無で非対象となることはありません。

【委員】

実際のところ、未納の税金は5年で時効になってしまうのですか。

【事務局】

債務承認であったり、滞納処分によって時効を中断できます。ただ、いたずらに時効を延ばし続けるのもいけませんので、時効を迎えるまでの間に、その者に払う能力がないのか徴収職員が見極めまして、本当に払えないということであれば滞納処分の執行停止という処分がございますので、放りっぱなしにするわけではなく時効にさせる手段がございますので、そうした判断を行いながら滞納処分を進めております。

【委員】

ありがとうございました。

【会長】

その他、ご意見、ご質問がないようですので、以上を持ちまして、本日の議事は終了となりますが、その他、事務局から何かございますでしょうか。

【事務局】

特にございません。

【会長】

慎重審議、ご協力ありがとうございました。事務局へ進行をお返しします。

【事務局】

長時間にわたり、大変お疲れさまでした。

これで、令和6年度第1回養老町行財政改革推進審議会を閉会させていただきます。

本日は、ありがとうございました。

閉会時刻 11時30分